経営管理権集積計画

1 個別事項

1	lini.	別事供														
整	理		経営管(乙)	理権の	設定を	·受ける	市町村	t	(名雨 上走		村山 秀幸	<u> </u>		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	理号	集1-1	経営管者(甲	デ理権を ³)	設定す	⁻ る森林	の森材	所有		召又は				(住所又は所在地)		
		乙が経	E営管3	理権の	設定を	·受ける	る森林	(A)				経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	では、 でいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	上越河沢"	市吉川区 字前山	176	57	2	10	保安林	0. 26	その 他広	100	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

		乙が経	Z営管5	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	上越市; 河沢字前	吉川区 前山	176	57	2	10	保安林	0. 26	その 他広	100				
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対』	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
1						〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
					施業	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
	所在 上越市吉川区 河沢字前山	地番 176	林班 57	小班 2	施業 番号 10	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
2	1,100,11914					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対1	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る 経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
1						(2. 木材の販売収益の額の算定方法) 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
						が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	176	57	2	10	
2						

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

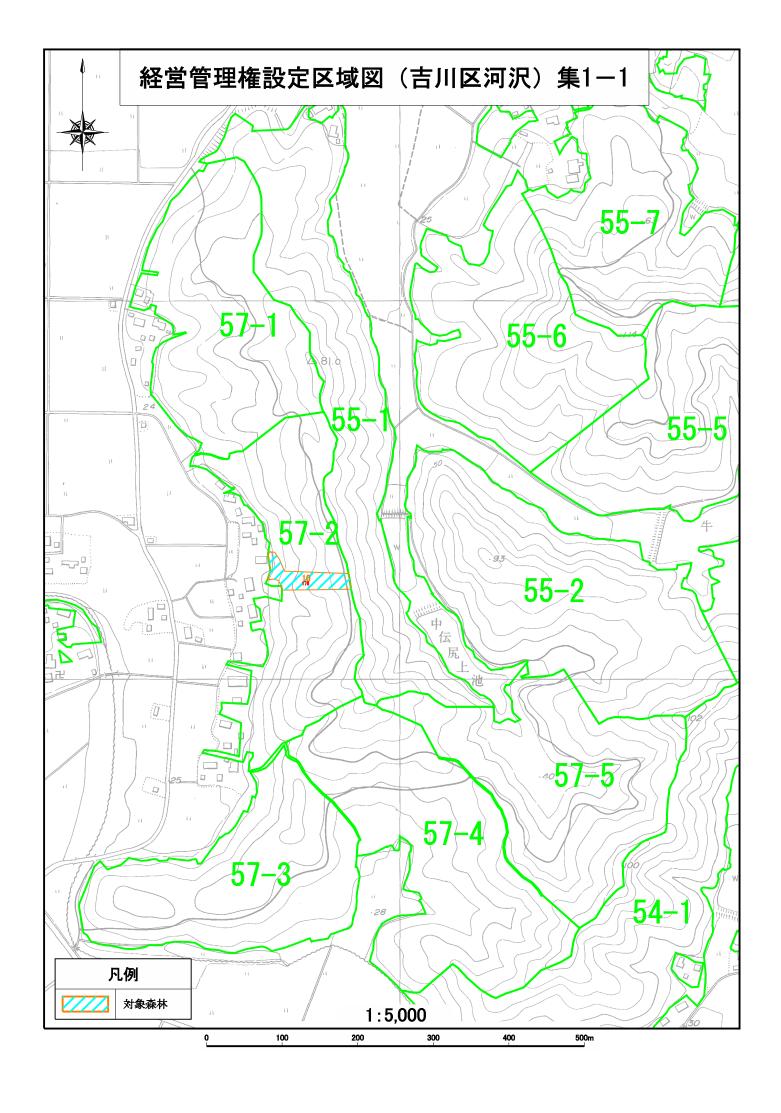
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

整	理	佐 1 0	経営管 (乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	-	(名雨 上走	s) 或市長	村山 秀幸	Ì		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	理 号	集1-2	経営管 者(甲	·理権を)	設定す	-る森林	の森林	所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
	-	乙が経	区営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号			地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1		市吉川区 字丸田	207	57	4	2	山林	0.08	スギ	40	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	上越河沢	市吉川区 字丸田	212	57	4	5	山林	0. 15	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	上越市	市吉川区 字丸田	219-1	57	5	5	山林	0.17	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	上越市	市吉川区 字丸田	219-2	57	5	6	山林	0. 19	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
		市吉川区	0.40			31-1	ملطاران	0.10	アカマツ	70	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
5		字丸田	249	57	4	31-2	山林	0. 13	その他広	80	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
	上越市	市吉川区	000			23-1	ملطانان	0.10	スギ	41	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	河沢"	字前山	293	57	3	23-2	山林	0. 18	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
	上越市	市吉川区	0.07	-7	0	14-1	ملطوران	0.10	スギ	41	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7		字前山	307	57	3	14-2	山林	0. 16	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

	乙が糸	E 営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	- る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	上越市吉川区 河沢字丸田	207	57	4	2	山林	0.08	スギ	40				
2	上越市吉川区 河沢字丸田	212	57	4	5	山林	0. 15	スギ	40				
3	上越市吉川区 河沢字丸田	219-1	57	5	5	山林	0. 17	スギ	53				
4	上越市吉川区 河沢字丸田	219-2	57	5	6	山林	0. 19	スギ	53				
5	上越市吉川区	249	57	4	31-1	山林	0. 13	アカマツ	70				
	河沢字丸田	249	31	4	31-2	ШЖ	0. 13	その他広	80				
6	上越市吉川区	293	57	3	23-1	山林	0. 18	スギ	41				
	河沢字前山	293	31	3	23-2	ШЖ	0. 10	スギ	70				
7	上越市吉川区	307	57	3	14-1	山林	0. 16	スギ	41				
	河沢字前山	301	91	J	14-2	ТИТ	0. 10	スギ	47				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (7)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対』	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	207	57	4	2	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字丸田	212	57	4	5	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	219-1	57	5	5	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
1	上越市吉川区 河沢字丸田	219-2	57	5	6	
	上越市吉川区 河沢字前山	293	57	3	23-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	293	57	3	23-2	
	上越市吉川区 河沢字前山	307	57	3	14-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	307	57	3	14-2	
	所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字丸田	249	57	4	31-1	きる限り行う。
2	上越市吉川区 河沢字丸田	249	57	4	31-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字丸田	207	57	4	2	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字丸田	212	57	4	5	○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字丸田	219-1	57	5	5	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
1	上越市吉川区 河沢字丸田	219-2	57	5	6	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
	上越市吉川区 河沢字前山	293	57	3	23-1	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	293	57	3	23-2	
	上越市吉川区 河沢字前山	307	57	3	14-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	307	57	3	14-2	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	249	57	4	31-1	
2	上越市吉川区 河沢字丸田	249	57	4	31-2	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

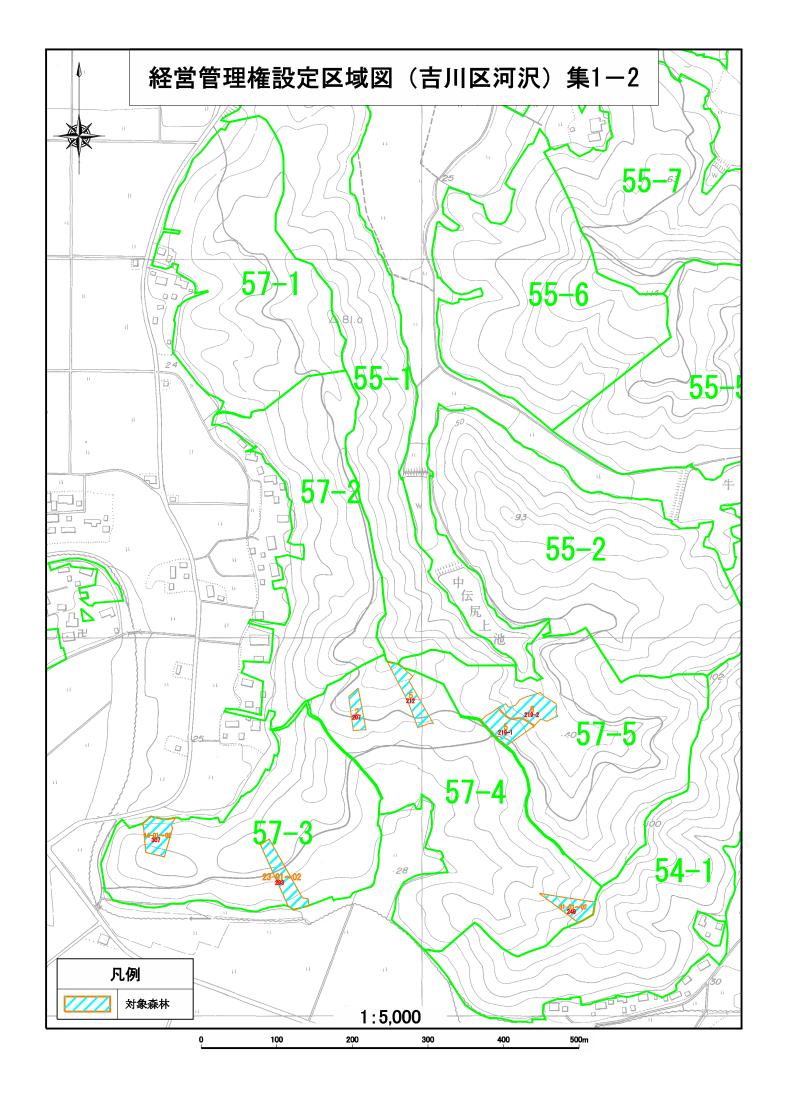
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

		777 7	1													
			経営管	理権の	設定を	·受ける	市町村	†	(名利	尓)				(所在地)		
整	理		(乙)						上声	战市長	村山 秀幸	<u>.</u>		新潟県上越市木田1丁目1番3号		
番	理号	集1-3	tore NV Anh	eserri I Ae . 3.		~ -	- + II	·								
120	7		経宮管	'埋権を	設定す	る森林	の森林	所有	(氏学	る又は	台 がり			(住所又は所在地)		
			者(甲	1)												
		乙が紹	₹党管 ∓	理権の	設定を	・受ける	る森林	(A)								
			L ·	工1座 ->		~,,,	1 ////	1		ı		経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
						L.C. SHA			→	→ → >	経営管理権		づいて行われる	に要する経費を控除してなお利益	支払うべき時	備考
番	引所	在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積	現況	現況	の始期	(終期)	経営管理の内容	がある場合において甲に支払われ	期、相手方及	/m /5
"	1 /21	177	/U H	11197	1 2	番号	/U H	ha	樹種	林齢		(B)	(C)	るべき金銭(D)の額の算定方法	び方法	
		t - 1 - 1 - 1 - 1				7-1			スギ	55	2021. 6. 1	20年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面
1		市吉川区	97-1	57	1		山林	0.07			2021. 0. 1	(2041. 3. 31)	211WII -> @ > W	731MIZ-> © 5 MI	21Mmo > WW	積0.04ha
	洞沢	字前山			_	7-2	- ''	••••	その	70	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.03ha
	L, ±d;	市吉川区							他広							便U. Uəlla
2		ローロート 字前山	111	57	1	16	山林	0.17	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
	上載	市吉川区							その							
3		字前山	160-1	57	2	7	山林	0.05	他広	60	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
		市吉川区											DUX - 0 4 FF	DUM O - O A HI	TILLY o 45 HT	
4		字丸田	264	57	4	25	山林	0.08	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5		市吉川区	000	57	3	00	ططرار	0.04	スギ	70			四年の金田	即任命	四次五分四	
1 5		字前山	299	57	3	20	山林	0.04	ノナ	10	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6																
1 7																
8																
9																
			l	l					I	l				1		

		乙が経	圣 営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	- る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
	上越市	吉川区	05.4			7-1		0.05	スギ	55				
	河沢字	前山	97-1	57	1	7-2	山林	0.07	その 他広	70				
2	河沢字		111	57	1	16	山林	0. 17	スギ	39				
3	上越市河沢字	前山	160-1	57	2	7	山林	0.05	その 他広	60				
4	上越市 河沢字		264	57	4	25	山林	0.08	スギ	40				
_	上越市河沢字	吉川区	299	57	3	20	山林	0.04	スギ	70				
6														
7														
8														
9														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (7)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定 する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	97-1	57	1	7-1	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字前山	111	57	1	16	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
Œ	上越市吉川区 河沢字丸田	264	57	4	25	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字前山	299	57	3	20	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字前山	97-1	57	1	7-2	きる限り行う。
2	上越市吉川区 河沢字前山	160-1	57	2	7	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対1	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字前山	97-1	57	1	7-1	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字前山	111	57	1	16	○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
1	上越市吉川区 河沢字丸田	264	57	4	25	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
	上越市吉川区 河沢字前山	299	57	3	20	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
						○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	97-1	57	1	7-2	
2	上越市吉川区 河沢字前山	160-1	57	2	7	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

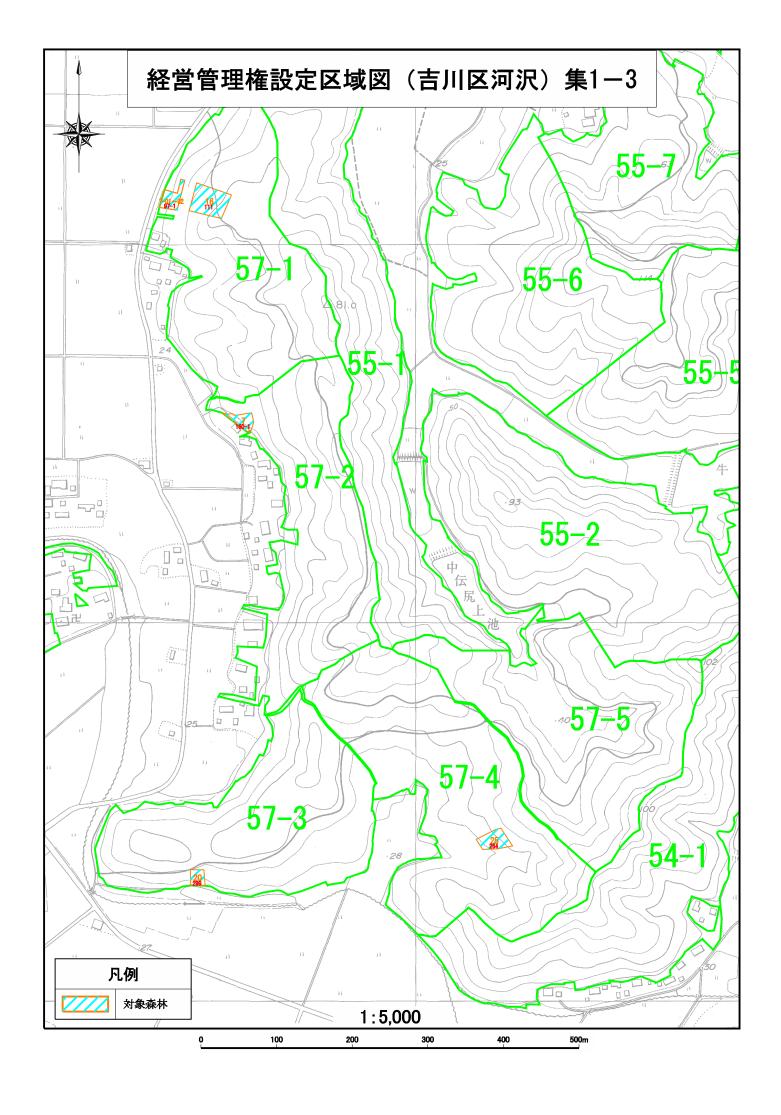
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

1																
整	理		経営管(乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	ţ	(名和 上走		村山 秀幸	Ē		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	理 号	集1-4	経営管 者(甲	[†] 理権を I)	設定す	る森林	の森材	 片所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	上越河沢:	市吉川区 字前山	145-1	57	2	1	山林	0.09	その 他広	65	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	,所	在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	上越市吉 河沢字前	5川区 1加	145-1	57	2	1	山林	0.09	その他広	65					
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10					_					_					

. この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対』	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。
						はお、旭栗の美旭にあたっては上越巾綵杯整備計画に行って、山地灰書的正・工場床主機能を損なわないより維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
1						〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
	所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字前山	145-1	57	2	1	きる限り行う。
2						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対1	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
						(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
(1						○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
						<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	145-1	57	2	1	
2)					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

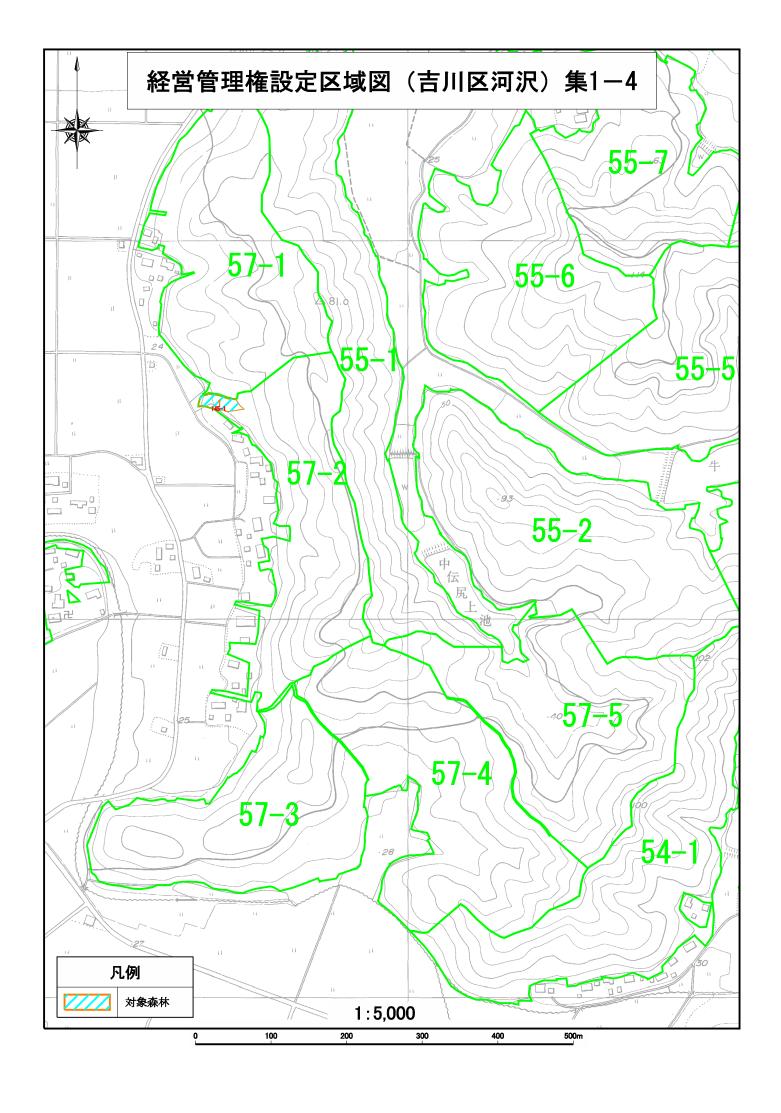
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集1-5	経営管(乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	†	(名 利 上 赴	尔) 越市長	村山 秀幸			(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
番	号		経営管 者(甲		設定す	る森林	の森林	所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が経	怪営管理	埋権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	 経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	上越市	市吉川区	250	57	4	32-1	11144	0.33	スギ	65	公告の日	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
	河沢=	字丸田	250	97		32-2	ШЖ	0. 55	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	上越市	:越市吉川区 「沢字丸田	000	57	4	8-1	山林 0.26	0.00	スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.02ha
	河沢=		282	97	4	8-2	ШЖ	0.20	その 他広	90	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.24ha
3	上越市	市吉川区	283	57	3	5-1	11.44	0.08	スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.02ha
3	河沢5	字前山		5 57		5-2	ШТ		その他広	64	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.06ha
4																
5																
6																
7																
								•						•	•	

		乙が経	Y 営管5	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	- る森林の甲以外の権原者	(E)		
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	上越市	吉川区	250	57	4	32-1	山林	0.22	スギ	65					
1	河沢字丸田	丸田	200	97	4	32-2	ШЖ	0.33	スギ	40					
0	2 上越市吉川区河沢字丸田	城市吉川区	吉川区 。	000	-7	4	8-1	.1.44	0.00	スギ	80				
2		丸田	282	57	4	8-2	山林 (0. 26	その他広	90					
3	上越市吉川	吉川区	000	F7	0	5-1	山林		スギ	80					
3	河沢字前	前山	283	57	3	5-2	ШМ	0.08	その他広	64					
4															
5															
6															
7															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定 する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	250	57	4	32-1	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字丸田	250	57	4	32-2	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
<u>(1</u>	上越市吉川区 河沢字丸田	282	57	4	8-1	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字前山	283	57	3	5-1	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字丸田	282	57	4	8-2	きる限り行う。
2	上越市吉川区 河沢字前山	283	57	3	5-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対1	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字丸田	250	57	4	32-1	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字丸田	250	57	4	32-2	○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
1	上越市吉川区 河沢字丸田	282	57	4	8-1	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
	上越市吉川区 河沢字前山	283	57	3	5-1	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
						○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	282	57	4	8-2	
2	上越市吉川区 河沢字前山	283	57	3	5-2	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

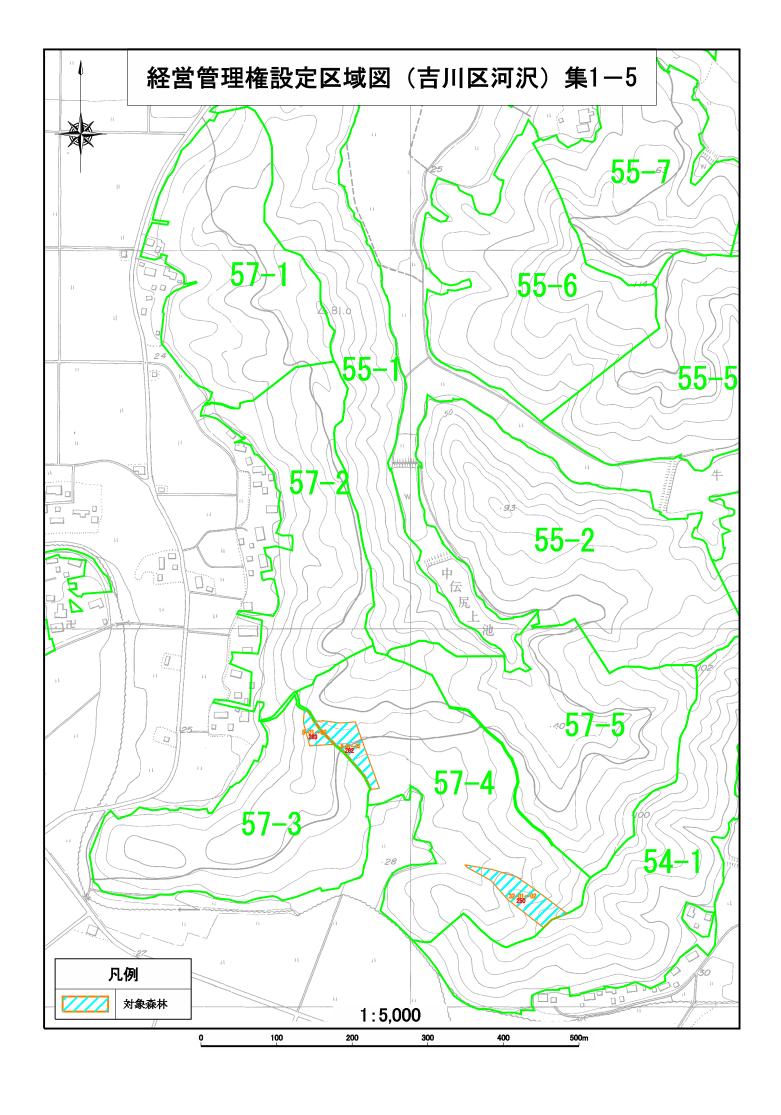
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

整	理	#	経営管(乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	t	(名称 上起	s) 战市長	村山 秀幸	<u> </u>		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	理号	集1-6	経営管 者(甲		設定す	⁻ る森林	の森材	於所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が経	Z営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)	l.			経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	計所	## 古 12-1							現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1		市吉川区	177	57	2	12-1	伊女林	0.80	スギ	50	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.60ha
	河沢	字前山	177	97	Δ	12-2	体女性	0.80	その他広	80	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.10ha
2	上越	市吉川区	000	F7	5	19-1	山林	0. 16	その他広	63	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.04ha
2		字丸田	238	57	Э	19-2	ШМ	0.16	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.12ha
3		市吉川区 字丸田	240	57	5	18	山林	0.04	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	上越	市吉川区	241	F7	5	17-1	11.44	0.24	スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	河沢	字丸田	241	57	Э	17-2	山林	0.34	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	上越	市吉川区	0.40		_	13-1	ملطبان	0.15	スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.02ha
5	河沢	字丸田	246	57	5	13-2	山林	0.17	その他広	65	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.15ha
6	上越河沢	市吉川区 字丸田	270	57	4	20	山林	0.01	その他広	60	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
7	上越	市吉川区 字丸田	276	57	4	14	山林	0.07	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8		市吉川区	200	E77	0	9-1	111+4-	0.00	スギ	41	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8		字前山	328	57	3	9-2	山林	0.20	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
	•							•						•	•	

	Z	乙が経	営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	· 所	在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
	上越市吉	川区	155		0	12-1	/D +> 44	0.00	スギ	50				
1	河沢字前	Щ	177	57	2	12-2	保安林	0.80	その他広	80				
	上越市吉	川区				19-1			その他広	63				
2	河沢字丸	田	238	57	5	19-2	山林	0. 16	スギ	39				
3	上越市吉,河沢字丸	川区田	240	57	5	18	山林	0.04	スギ	39				
4	上越市吉	川区	0.41	- 7	L	17-1	++	0.04	スギ	57				
4	河沢字丸	田	241	57	5	17-2	山林	0.34	スギ	39				
	上越市吉	川区	0.40		ı	13-1		^ 1 <i>7</i>	スギ	80				
5	河沢字丸		246	57	5	13-2	山林	0. 17	その他広	65				
6	上越市吉,河沢字丸	田	270	57	4	20	山林	0.01	その他広	60				
7	上越市吉,河沢字丸		276	57	4	14	山林	0.07	スギ	40				
8	上越市吉	川区	328	57	3	9-1	山林	0. 20	スギ	41				
	河沢字前	Щ	520	01	3	9-2	шт	0.20	スギ	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 2/7

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対』	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	177	57	2	12-1	する前に乙及び経営管理実施権有で協議して次めるものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字丸田	238	57	5	19-2	きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字丸田	240	57	5	18	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。
	上越市吉川区 河沢字丸田	241	57	5	17-1	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字丸田	241	57	5	17-2	
	上越市吉川区 河沢字丸田	246	57	5	13-1	
	上越市吉川区 河沢字丸田	276	57	4	14	
	上越市吉川区 河沢字前山	328	57	3	9-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	328	57	3	9-2	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字前山	177	57	2	12-2	○
2	上越市吉川区 河沢字丸田	238	57	5	19-1	
	上越市吉川区 河沢字丸田	246	57	5	13-2	
	上越市吉川区 河沢字丸田	270	57	4	20	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	< 経営管理実施権が設定される場合>
	上越市吉川区 河沢字前山	177	57	2	12-1	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	238	57	5	19-2	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	240	57	5	18	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設
	上越市吉川区 河沢字丸田	241	57	5	17-1	定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
	上越市吉川区 河沢字丸田	241	57	5	17-2	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
	上越市吉川区 河沢字丸田	246	57	5	13-1	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	276	57	4	14	
	上越市吉川区 河沢字前山	328	57	3	9-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	328	57	3	9-2	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	177	57	2	12-2	
2	上越市吉川区 河沢字丸田	238	57	5	19-1	
	上越市吉川区 河沢字丸田	246	57	5	13-2	
	上越市吉川区 河沢字丸田	270	57	4	20	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

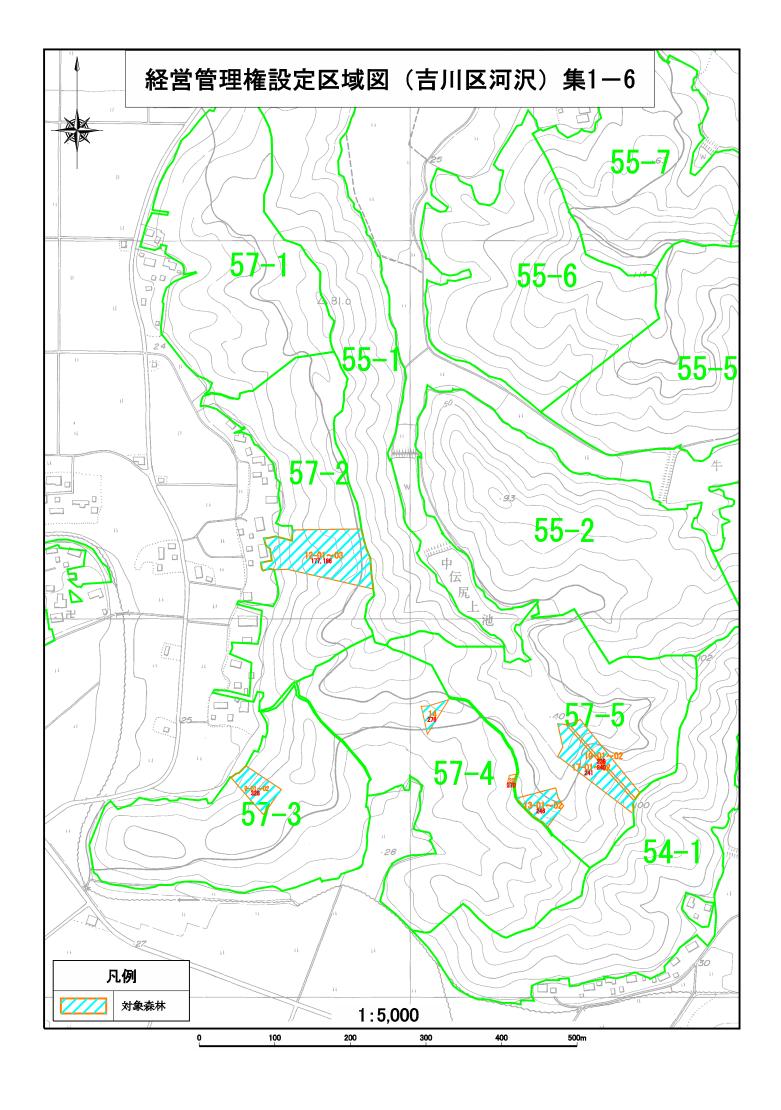
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

			経営管	理権の	設定を	受ける	市町村	t	(名ホ	尓)				(所在地)		
慗	理		(乙)						上走	战市長	村山 秀幸	È		新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	理号	集1-7	4.4 √ √ γ.γ.	тш т <i>ү</i> н: т	=n, -+-, 1-	- フ 木 山	· ~ * · · ·	-=r 		- TO				(住所又は所在地)		
	′′		経営官 者 (甲		設定す	つ 綵 州	の森林	、所有	(14)	コスル	白かり			(住所又は別任地)		
			有 (中	')												
		乙が経	Z営管5	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	 経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	 乙が甲にDを	
											経営管理権		づいて行われる	に要する経費を控除してなお利益	支払うべき時	/++
番号	所	在	地番	林班	小工工	施業 番号	地目	面積	現況	現況	の始期	(終期)	経営管理の内容	がある場合において甲に支払われ	期、相手方及	備考
留り		1工	地笛	小小巧工	小班	番号	地目	ha	樹種	林齢		(B)	(C)	るべき金銭(D)の額の算定方法	び方法	
												, ,	, ,			
1		市吉川区	337-3 57 3 2 山林 0.0						スギ	70	2021. 6. 1	20年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
1	河沢	字前山						0.01			2021. 0. 1	(2041. 3. 31)	1011W1 05 (100 1)W	71 W 7 0 0 0 W	7).1 bl//0 \$. \//	
	1. +:4:	+十川豆	192-1 57 2 17-1 11林 0.47						スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.10ha
2	上越	市吉川区 字前山	192-1 57 2 山林 (0.47	その							森林簿面
	117111	上印口	192-1 57 2 17-2 山						他広	80	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	採外海田 積0.37ha
3	上越	市吉川区								60			四次400分四	四分 0 0 7 7 四	ロルギャチ四	
3	河沢"	字前山	196-1	57	2	18	山林	0.01	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4		市吉川区	202	57	2	20	山林	0.03	スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
		字前山	202	0.	-	20	PH-M-	0.00		- 00	1,477	1,411	21 WIT 45 T S W	71WG -> C > W	211446 S VV	
5		市吉川区 字丸田	268	57	4	21	山林	0.27	その他広	65	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
	141 ()(-	十九 田														
	上越市	市吉川区				15-1			スギ	67	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6		字丸田			4	15.0	山林	0.32	スギ	40	□ 1.	□ 1.	即送1の①本即	川送のの日本昭	四次0全即	
						15-2			1	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7		市吉川区					0.01	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
		字前山 338 37 3 3 四州 0.				3.01			1: 4	1: 4	2412	7444	2413 > 1/1/			
8																
	1							<u> </u>	<u> </u>	l				1		

	乙カ	経営管	理権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	権原の種類	備考
1	上越市吉川[河沢字前山	337-3	57	3	2	山林	0.01	スギ	70			
2	上越市吉川[192-1	57	2	17-1	山林	0.47	スギ	56			
2	河沢字前山	192-1	51	2	17-2	ШТ	0. 47	その他広	80			
3	上越市吉川[河沢字前山	190-1	57	2	18	山林	0.01	スギ	60			
4	上越市吉川[河沢字前山	202	57	2	20	山林	0.03	スギ	80			
5	上越市吉川[河沢字丸田	268	57	4	21	山林	0. 27	その他広	65			
6	上越市吉川[275	57	4	15-1	山林	0.32	スギ	67			
	河沢字丸田	213	31	4	15-2	Ш//	0.34	スギ	40			
7	上越市吉川[河沢字前山	338	57	3	3	山林	0.01	スギ	70			
8												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定 する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	337-3	57	3	2	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字前山	192-1	57	2	17-1	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
a	上越市吉川区河沢字前山	196-1	57	2	18	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
,	上越市吉川区 河沢字前山	202	57	2	20	
	上越市吉川区 河沢字丸田	275	57	4	15-1	
	上越市吉川区 河沢字丸田	275	57	4	15-2	
	上越市吉川区 河沢字前山	338	57	3	3	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字前山	192-1	57	2	17-2	きる限り行う。
2	上越市吉川区 河沢字丸田	268	57	4	21	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対邹	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字前山	337-3	57	3	2	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字前山	192-1	57	2	17-1	○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
(I)	上越市吉川区 河沢字前山	196-1	57	2	18	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
	上越市吉川区 河沢字前山	202	57	2	20	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合>
	上越市吉川区 河沢字丸田	275	57	4	15-1	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	275	57	4	15-2	
	上越市吉川区 河沢字前山	338	57	3	3	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	192-1	57	2	17-2	
2	上越市吉川区 河沢字丸田	268	57	4	21	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

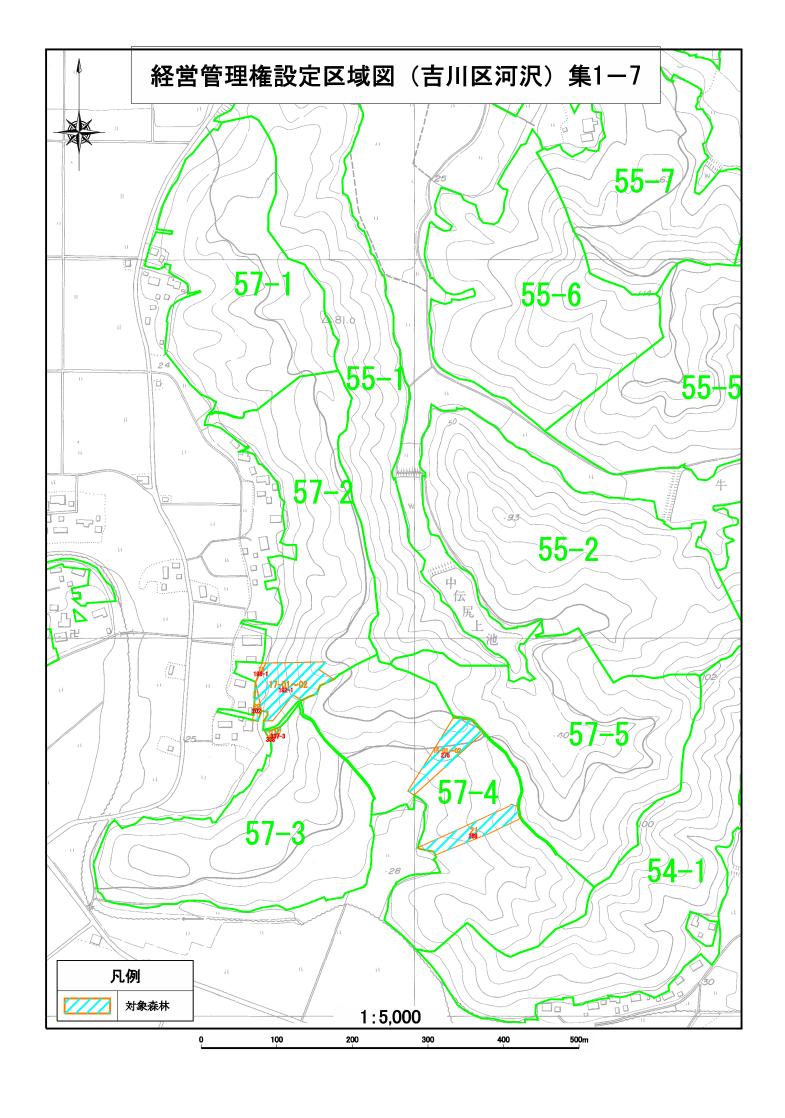
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

東	全	理		経営管 (乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	t	(名利 上起	尔) 退市長	村山 秀幸	ì		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
小	\$	理号			「理権を I)	設定す	る森林	の森林	亦有	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)		
		•	乙が経	Z営管5	埋権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番	号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
		上越市	 	1.47	F.7	1	30-1	11.44	0.04	スギ	90	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.10ha
	Ţ	可沢勻	产前山	147	57	1	30-3	ШМ	0.24	その他広	95	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.14ha
2	消	可沢与	戶儿田	211-1	57	4	4	山林	0.05	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3			方吉川区 2丸田	271	57	4	18	山林	0. 15	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4			 	301	57	3	18-1	山林	0. 24	スギ	41	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
-	ŧ Įį̃ī	可沢勻	学前山	301	57	J	18-2	Ш//	0.24	スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
	5																
6	3																
7	7																

	乙が	経営管:	理権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	「る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	上越市吉川区	147	57	1	30-1	山林	0.04	スギ	90				
1	河沢字前山	147	51	1	30-3	ШТ	0.24	その他広	95				
2	上越市吉川区 河沢字丸田	211 1	57	4	4	山林	0.05	スギ	40				
3	上越市吉川区 河沢字丸田	271	57	4	18	山林	0. 15	スギ	40				
4	上越市吉川区	301	57	3	18-1	山林	0. 24	スギ	41				
4	河沢字前山	301	51	3	18-2	ШТ	0.24	スギ	50				
5													
6													
7													

「この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対1	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業番号	<経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	147	57	1	30-1	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字丸田	211-1	57	4	4	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。
1	上越市吉川区 河沢字丸田	271	57	4	18	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
	上越市吉川区 河沢字前山	301	57	3	18-1	
	上越市吉川区 河沢字前山	301	57	3	18-2	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で
	上越市吉川区 河沢字前山	147	57	5	30-3	きる限り行う。
2						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	< 経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字前山	147	57	1	30-1	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字丸田	211-1	57	4	4	○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
1	上越市吉川区 河沢字丸田	271	57	4	18	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森材保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者
	上越市吉川区 河沢字前山	301	57	3	18-1	が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	301	57	3	18-2	○ 経営管理権に基づさるが実施する間区の結末生した下桁の販売による収益はこのものとする。 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字前山	147	57	5	30-3	
2						

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

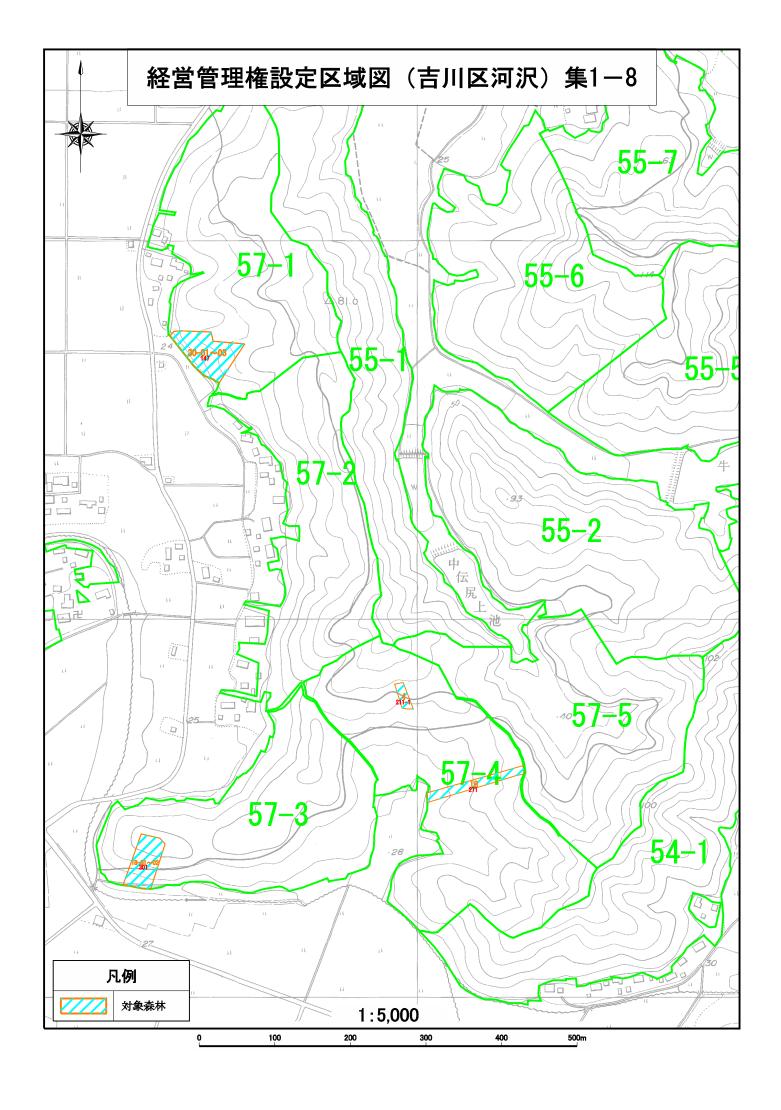
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

1	1 個別事項															
整番	理号	集1-9	経営管(乙)	理権の	設定を	·受ける	市町村	ţ	(名和 上起		村山 秀幸	Ē		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
番	号		経営管者(甲	「理権を I)	設定す	る森林	べの森林	 片所有	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が経	E営管理	埋権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	林班 小班		地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1		市吉川区 字丸田	251	57	4	33	山林	0.37	スギ	40	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

		乙が経	Y 営管5	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	上越市 書 河沢字 孝	吉川区 九田	251	57	4	33	山林	0.37	スギ	40				
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	251	57	4	33	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。
1						<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。 なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
	所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断できる限り行う。
2						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る
	上越市吉川区 河沢字丸田	251	57	4	33	経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
1						○ 利用間区に係る木材の販売収益に りいては、実際に木材を販売して行られた収益の領とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
2	所在	地番	林班	小班	施業番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

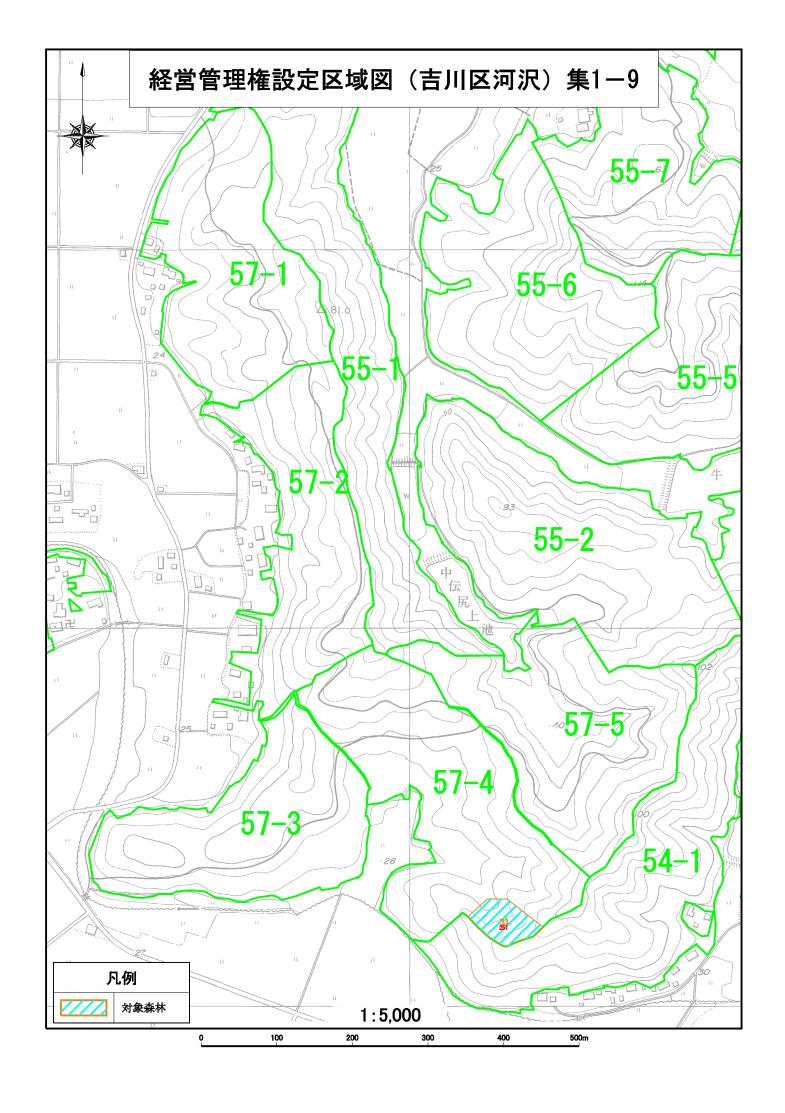
(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

整	理	444	経営管 (乙)	理権の	設定を	受ける	市町村	t	(名雨 上走	尔) 战市長	村山 秀幸	<u> </u>		(所在地) 新潟県上越市木田1丁目1番3号		
整番	: 理 : 号	集1-10	経営管 者(甲		設定す	る森林	の森林	所有	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)		
		乙が経	医営管理	里権の	設定を	受ける	る森林	(A)				経営管理権	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採等	乙が甲にDを	
番-	寻 彦	f 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		性質管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	河泺	清吉川区 公字前山	156	57	2	5	山林	0.13	スギ	39	2021. 6. 1	20年 (2041. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2		市吉川区 学前山	165	57	2	9	保安林	0.83	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3		市吉川区 学丸田	214	57	4	7	山林	0.18	スギ	40	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4		市吉川区 と字丸田	215	57	5	2	山林	0.03	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5		市吉川区 字丸田	216	57	5	1	山林	0.24	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
						4-1			カラマツ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	森林簿面 積0.10ha
6		(市吉川区 (字丸田	218	57	5	4-2	山林	0.40	スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.10ha
						4-3			スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	森林簿面 積0.20ha
7	上赳	市吉川区	000 1	57	5	8-1	11.44	0.08	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
'	河泺	字丸田	220-1	57	Э	8-2	山林	0.08	スギ	39	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8		市吉川区 学丸田	220-2	57	5	7	山林	0.03	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9		市吉川区 と字丸田	226	57	5	29	山林	0.18	スギ	41	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10		市吉川区 学丸田	247	57	5	14	山林	0.33	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

	乙が糸	圣営管理	理権の	設定を	受ける	る森林	(A)			経営管理権を設定す	る森林の甲以外の権原者	(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	上越市吉川区 河沢字前山	156	57	2	5	山林	0.13	スギ	39				
2	上越市吉川区 河沢字前山	165	57	2	9	保安林	0.83	スギ	90				
3	上越市吉川区 河沢字丸田	214	57	4	7	山林	0.18	スギ	40				
4	上越市吉川区 河沢字丸田	215	57	5	2	山林	0.03	スギ	39				
5	上越市吉川区 河沢字丸田	216	57	5	1	山林	0.24	スギ	39				
					4-1			カラマツ	47				
6	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-2	山林	0.40	スギ	57				
					4-3			スギ	39				
7	上越市吉川区	220-1	57	5	8-1	山林	0.08	スギ	70				
'	河沢字丸田	220 1	31	5	8-2	Ш//	0.00	スギ	39				
8	上越市吉川区 河沢字丸田	220-2	57	5	7	山林	0.03	スギ	70				
9	上越市吉川区 河沢字丸田	226	57	5	29	山林	0.18	スギ	41				
10	上越市吉川区 河沢字丸田	247	57	5	14	山林	0.33	スギ	70				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 上越市長 村山 秀幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「 \bigcirc 年」又は「 $\bigcirc\bigcirc$ 年 $\bigcirc\bigcirc$ 月 $\bigcirc\bigcirc$ 日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 甲は、既存作業道その他の施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、 当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	I	対針	象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容						
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定						
	上越市吉川区 河沢字前山	156	57	2	5	る前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 お、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。						
	上越市吉川区 河沢字前山	165	57	2	9	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。						
	上越市吉川区 河沢字丸田	214	57	4	7	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。						
	上越市吉川区 河沢字丸田	215	57	5	2	なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で						
	上越市吉川区 河沢字丸田	216	57	5	1	きる限り行う。						
1	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-2							
	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-3							
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-1	57	5	8-1							
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-1	57	5	8-2							
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-2	57	5	7							
	上越市吉川区 河沢字丸田	226	57	5	29							
L	上越市吉川区 河沢字丸田	247	57	5	14							
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 乙は、必要に応じて間伐を実施し、販売可能な木材の販売を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては上越市森林整備計画に沿って、山地災害防止・土壌保全機能を損なわないよう維持増進を図る。						
2	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-1	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は森林作業道等からの目視によって判断で きる限り行う。						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対針	象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	<経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字前山	156	57	2	5	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る 経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
	上越市吉川区 河沢字前山	165	57	2	9	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	214	57	4	7	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
	上越市吉川区 河沢字丸田	215	57	5	2	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	216	57	5	1	○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
1	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-2	<経営管理実施権が設定されない場合>
	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-3	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-1	57	5	8-1	
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-1	57	5	8-2	
	上越市吉川区 河沢字丸田	220-2	57	5	7	
	上越市吉川区 河沢字丸田	226	57	5	29	
	上越市吉川区 河沢字丸田	247	57	5	14	
	所在	地番	林班	小班	施業 番号	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	上越市吉川区 河沢字丸田	218	57	5	4-1	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

